

厚年基金に係る最近のトピックス

～ 平成21年10月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成22年3月



三菱UFJ信託銀行

目次

1.	<u>掛金分離等について</u>	…	2頁
	1. 掛金分離	…	4頁
	2. 最低責任準備金調整額等の計上方法の変更(平成22年3月末～)	…	7頁
	3. 資産評価調整額の計上方法の変更(平成22年3月末～)	…	8頁
	4. 回復計画上の最低責任準備金の付利率	…	9頁
2.	<u>年金確保支援法について</u>	…	10頁
3.	<u>業務経理への繰入特例について</u>	…	13頁
4.	<u>その他のトピックス</u>	…	15頁
	1. 期ズレ解消に伴う減少事業所に係る一括拋出の取扱いについて	…	16頁
	2. 免除保険料の見直しについて	…	17頁
	3. 死亡率改正の通知発出等	…	18頁
	4. 過去期間代行給付現価の予定利率について	…	19頁
	5. 移換現価率等の変更に関する告示発出	…	20頁
	6. 基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について	…	21頁
	7. 平成22年の最低責任準備金のコロガシ利率について	…	22頁
	8. 厚生年金特例法の未納掛金等の交付事務について	…	23頁
	9. 基礎年金番号の管理義務化	…	24頁
	10. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について	…	25頁
5.	<u>平成21年10月～平成22年3月の年金ニュース</u>	…	26頁

当資料は平成22年3月30日現在の法令等に基づいて作成しております。

1. 掛金分離等について

1 . 掛金分離等について

- 基本部分の掛金分離について通知改正が行われた。
- 併せて最低責任準備金調整額等の計上方法の変更、資産評価調整額の計上方法の変更、回復計画上の最低責任準備金の付利率の変更も行われた。

改正対象：

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」平成7年3月1日年発第1510号

「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号

「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」平成8年6月27日年発第3323号

「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」平成3年10月17日年発第5941号

(1) 掛金分離

(2) 最低責任準備金調整額等の計上方法の変更

(3) 資産評価調整額の計上方法の変更

(4) 回復計画上の最低責任準備金の付利率

1 - 1 . 掛金分離 (1) 概要

- 代行部分と基本プラスアルファ部分のそれぞれにおいて掛金と給付とがバランスしているかどうかを見えやすくするために掛金分離が手当てされた。

《掛金分離の目的》

- ✓ 現行掛金設定ルールにおける2つの課題を解消し、代行部分と基本プラスアルファ部分のそれぞれにおいて掛金と給付とがバランスしているかどうかを見えやすくする。

課題1: 掛金計算の際に基本プラスアルファ部分と代行部分を一体化して計算しているため基本プラスアルファ部分のコストがわかりにくくなっていること。

課題2: 数理債務等を計算する際に計算上必要とされる掛金率(数理上掛金率)ではなく規約上掛金率を用いていること。

規約上掛金率が数理上掛金率を上回る場合、債務が小さくなるため本来不足として認識して特別掛金により償却(最長20年)すべき部分を標準掛金によって賄うこととなるため永久償却することになってしまう。

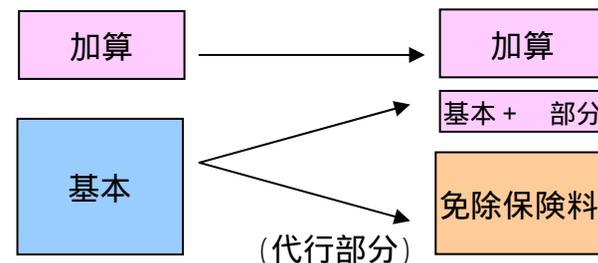
《変更内容》

課題1の解決

代行部分と基本プラスアルファ部分について掛金率(&債務)を別々に計算することで必要な掛金を手当てするもの

課題2の解決

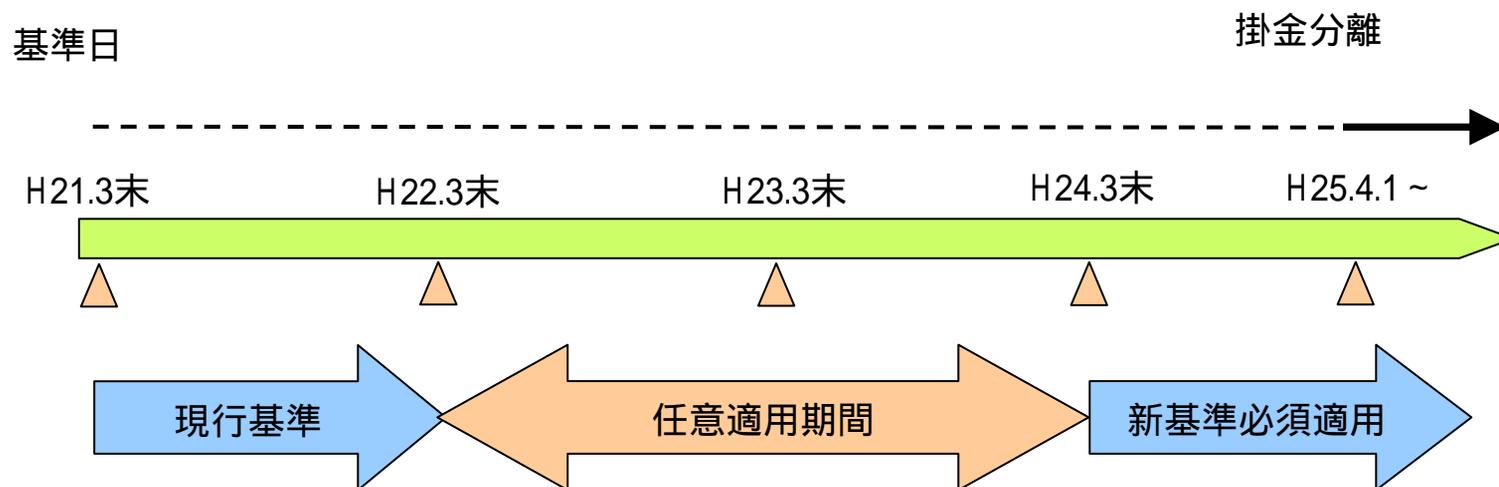
区分(代行、基本+、加算)ごとに永久償却にならないよう保守的に掛金設定することにしたもの



1 - 1 . 掛金分離 (2) 実施時期

➤ 適用は 任意適用、 必須適用の二段階で実施され、当面は任意適用とされた。

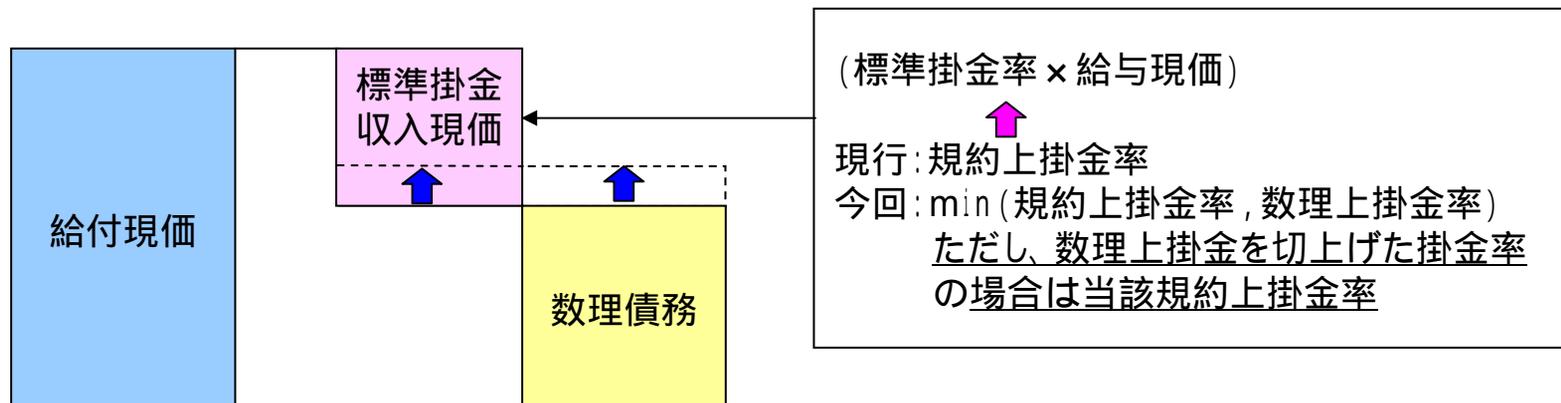
- ✓ 掛金分離、数理債務の計算方法の変更については平成22年3月31日基準からとされましたが、経過措置が設けられ、平成24年3月31日基準までは現行(旧)基準の適用が可能。
平成23年3月末基準で掛金引き上げ猶予明けの掛金率を計算する場合、掛金分離等を織り込まない対応も可能



1 - 1 . 掛金分離 (3) 数理債務の計算方法

➤ 掛金分離に伴い数理債務の計算方法が一部変更された。

- ✓ 数理債務等を計算する際に規約上掛金率を用いていたものを、数理上掛金率と規約上掛金率のいずれか小さい方に変更。ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を規約上掛金とする場合は当該規約上掛金率を使用する。
- ✓ 規約上掛金率が数理上掛金率を上回っている場合、そのままの規約上掛金率を継続することが可能。
ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を上回っている部分は、数理債務(標準掛金収入現価)の計算へ反映できずその分債務が増加する。



1 - 2 . 最低責任準備金調整額等の計上方法の変更 (平成22年3月末 ~)

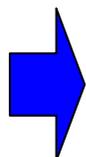
➤ 掛金分離と併せて期ズレ調整額の貸借対照表への計上方法の方針が変更された。

✓ 現行基準の最低責任準備金と期ズレ解消後の最低責任準備金の差額を最低責任準備金調整控除(加算)額として認識していたが、期ズレ解消後の最低責任準備金そのものを最低責任準備金(継続基準)として貸借対照表に計上する。

非継続基準・解散基準の最低責任準備金は従来の期ズレありのものを使用するため、今後は2種類の最低責任準備金が並存することになる。

< 変更前 >

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
最低責任準備金 調整控除額	最低責任 準備金
純資産額	



< 変更後 >

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
純資産額	



1 - 3 . 資産評価調整額の計上方法の変更 (平成22年3月末 ~)

➤ 最低責任準備金調整額の計上方法の変更に伴い、資産評価調整額(数理的評価を採用している場合の時価・簿価の調整額)の貸借対照表への計上方法も変更された。

- ✓ 正值、負値により加算額、控除額と異なる勘定科目を使用していましたが、正負で同じ勘定科目を使用する。
資産評価調整控除額の場合、資産勘定にマイナスの数値で計上されることとなります。
- ✓ 「資産評価調整加算額」を減少事業所にかかると一括拠出金規定に使用している場合の規約変更は不要。

< 変更前 >

(加算額の場合)

未償却過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
資産評価調整加算額	最低責任準備金 (継続基準)
純資産額	

➡
(名称のみ
の変更)

< 変更後 >

(加算額の場合)

未償却過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
資産評価調整額	最低責任準備金 (継続基準)
純資産額	

(控除額の場合)

未償却過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
純資産額	最低責任準備金 (継続基準)
資産評価調整控除額	

➡

(控除額の場合)

未償却過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
純資産額	最低責任準備金 (継続基準)
資産評価調整額()	

1 - 4 . 回復計画上の最低責任準備金の付利率

➤ 掛金分離と併せて回復計画上の最低責任準備金の付利率の計算方法も変更された。

✓ 厚生年金本体の平成20年度の運用実績が 6.83%と公表されたことに伴い回復計画上の最低責任準備金の付利率が現行の3年平均では下表のとおりマイナスの利回りとなることから、5年平均に変更された。

《厚生年金本体の運用実績》

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.54%	6.83%
3年平均			4.22%	2.13%	2.42%
5年平均					0.46%

< 回復計画策定上の最低責任準備金の付利率 >

	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率 (5年平均)	6.83%	0.46%
付利率 (厚年本体の前提)		1.9%
と の小さい方		0.46%

平成21年厚年本体財政検証における平成23年度の運用利回り前提を記載した。
平成21年度以降の運用利回り前提は以下の表の通り。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率 (%)	1.5	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1

2. 年金確保支援法 について

年金確保支援法案は国会に提出されましたが、法案の公布時期や関連省令通知の発出時期は未定です。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案

2. 年金確保支援法案(厚生年金関連)の概要

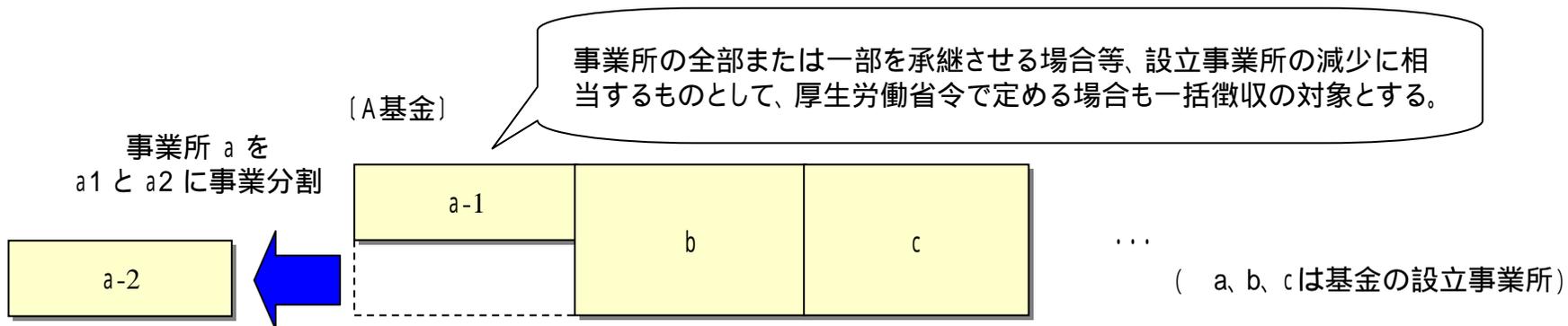
- 以下の内容が法案に盛り込まれた。(H23.4.1施行予定)
 - 事業所脱退に係る掛金の一括拠出対象の拡大
 - 厚年基金の解散に関する特例措置
 - 住基ネットからの住所情報等の取得

一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大 (H23.4.1施行予定)

一括拠出が必要な「設立事業所が減少する場合」には以下の場合(いわゆる「ズル抜け」)も含むことが明示された。

- ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主によるその事業の全部または一部を承継させる場合」として厚生労働省令で定める事由が生じた場合
- ・「その他設立事業所の減少に相当するもの」として厚生労働省令で定める事由が生じた場合

《ズル抜け(事業所の一部承継)のイメージ》



2. 年金確保支援法案(厚生年金関連)の概要

厚年基金の解散に関する特例措置(平成23年4月～平成28年3月まで)〔H23.4.1施行予定〕

一定要件のもと以下の対応を認める。

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるとして納付期間を延長するときは最大15年。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、厚生労働大臣に対して最低責任準備金の減額を申し出ることが可能。(詳細は今後政省令等で明らかになると思われる)

【ご参考】以下は前回の特例措置の内容

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるときは10年以内。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、仮に当該基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金(「減額最低責任準備金」)を解散時の納付額とすることが可能。(なお、現有資産額が減額最低責任準備金を上回る場合には現有資産額が納付額となる)

住基ネットからの住所情報等の取得

〔H23.4.1施行予定〕

連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集等が可能となる。

3. 業務経理への繰入特例について

3 . 業務経理への繰入れ特例等の通知改正

➤ 年金経理から業務経理への繰入れ特例等について要件や限度額が緩和された。

(通知発出:「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号、
「厚生年金基金の解散等及び清算について」昭和50年2月19日年発第236号)

《繰入れ特例(型、 型とも)》

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
平成23年度決算において掛金上げが必要となった場合には適正な掛金の上げを行う旨を、予め代議員会議決する 申請時の積立状況不問	限度額は設けない	平成22年度・23年度に支出する経費のうち以下に掲げる用途 国の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合せ 加入員等に対する記録等の提供 裁定請求の勧奨及び住所管理

掛金引上げ議決に緩和

限度額なしに緩和

平成24年3月末まで適用延長

《 型の場合》

- ✓ 繰入特例とは別に「機械処理経費等」の勘定科目を設け委託可能業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から直接支出することが可能とされた。

4. その他のトピックス

4 - 1 . 期ズレ解消に伴う減少事業所に係る一括拠出の取扱いについて

- 平成21年度決算からは全基金期ズレを反映させる。
- 平成20年度は行政確認により下表の対応とされた。

《平成20年度の結果に基づく一括拠出金の取扱いについて》

- ✓ 減少事業所に係る一括拠出金の算定方法を未償却過去勤務債務 + 繰越不足金 (+ 資産評価調整加算額)としている場合に、代議員会の議決の有無等により一括拠出金の額が異なります。

継続基準の財政状況および掛金対応方針		減少事業所の一括拠出金	
H22.4～の掛金設定について代議員会議決・承認前(1)		A	最低責任準備金調整額織り込み 前 の繰越不足金に基づき算定
代議員会議決・承認後(1)	掛金計算不要(2)	B	最低責任準備金調整額織り込み 前 の繰越不足金に基づき算定
	掛金計算が必要(掛金猶予を含む)(3)	C	最低責任準備金調整額を織り込む前後のいずれの繰越不足金とするか 選択が可能

- 1 代議員会の議決・承認等の意思決定を行っているかについては代議員会議事録等に記録し、証跡を残しているかどうかで判断する。
- 2 変更計算不要とは、継続基準に抵触していない場合が該当する。
- 3 期ズレ解消や下方回廊方式により掛金対応不要となる場合が該当する。また掛金猶予を適用する場合は長期運営計画の策定結果を議決した**後**が該当する。(長期運営計画の策定結果を議決する**前**はAに該当)

《上記Cにおける基金の選択肢と規約変更の要否》

今回の選択肢	現在の一括拠出金の算定に関する規定	規約変更の要否
期ズレ調整額織り込み 前 の繰越不足金で一括拠出金を計算する	変更計算実施時は変更計算後で算定する旨の記載がある場合	必要
	変更計算実施時にも財政検証結果に基づき算定する場合	不要

期ズレ調整額織り込み**後**の繰越不足金で一括拠出を計算する場合は、上記の規約変更の要否が逆になります。

4 - 2 . 免除保険料の見直しについて

- 厚生年金本体の財政検証を受けて平成22年度からの免除保険料について予定利率・死亡率の見直しが行われた。
- 次回厚生年金本体の財政検証までの5年間の特例措置として新基準と旧基準の丈比べが導入された。

(改正対象:厚生年金基金令、厚生年金基金規則、
「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」平成7年3月30日年発第1510号)

- ✓ 新免除保険料率は全基金一律に平成22年4月から適用する。
- ✓ 免除保険料の基礎となる代行保険料率の予定利率を4.1%に(現行:3.2%)、死亡率も新死亡率に変更。
- ✓ 代行保険料率の算定基準日は以下のとおり。
 - ・平成21年4月に20%変動に該当した又は定年延長を行った基金:平成21年4月30日
 - ・それ以外の基金:平成21年3月31日
- ✓ 4.1%で算定した過去期間代行給付現価 > 最低責任準備金の場合、新基準の代行保険料率と変更前の代行保険料率を丈比べして、高い方を適用。
次回厚年本体の財政検証までの5年間の経過措置
今回の経過措置により、ほとんどの基金で現行免除保険料率が維持される。
- ✓ 代行保険料率算定届は、平成22年1月末日までに行政あて提出。
また、平成21年3月31日が財政再計算の基準日となっている基金の財政再計算報告書は、平成22年2月末までに行政あて提出。

4 - 3 . 死亡率改正の通知発出等

➤ 厚生年金本体の財政検証に伴い死亡率が改正された。

(改正対象通知:「厚生年金基金の財政運営について」平成21年9月30日 年発0930第2号)

- ✓ 厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠したもの。
- ✓ 予定死亡率は、平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用。当該財政再計算前に行う財政計算では、新死亡率を採用するか選択が可能。

《60歳(男子)の例》

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
現行予定死亡率	22.83年	12.32934	13.09432	13.64222
新予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
比率(/ -1)	+2.2%	+1.5%	+0.8%	+0.4%

平均余命の
伸び0.49年

4 - 4 . 過去期間代行給付現価の予定利率について

➤ 過去期間代行給付現価算定の基礎となる予定利率が変更(3.2% 4.1%)された。

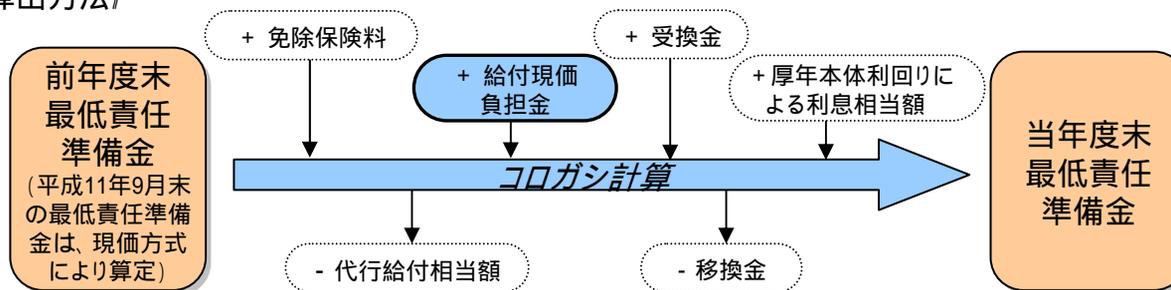
(「厚生年金基金令の一部を改正する政令」政令第306号、平成22年1月15日厚生労働省告示第13号)

- ✓ 5年に1度の厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」の諸前提の見直しに伴うもの。
- ✓ 予定利率改定に伴い過去期間代行給付現価は減少し、国から基金に支給される給付現価負担金が減少することになる。
- ✓ 給付現価負担金の減少は基金の資産・債務両方の減少を意味し、財政上の過不足は発生しない。

《国からの負担金の交付または超過分の調整方法》

最低責任準備金 ÷ 過去期間代行給付現価	調整方法
1.5超	代行保険料率を引下げる (代行給付費の予想額から超過額を控除し、代行保険料率を算定)
1/2以上1.5以下	-
1/4以上1/2未満	「(過去期間代行給付現価 × 1/2 - 最低責任準備金) × 1/5」を国から基金へ交付
1/4未満	「過去期間代行給付現価 × 1/2 - 最低責任準備金」を国から基金へ交付

《最低責任準備金の算出方法》

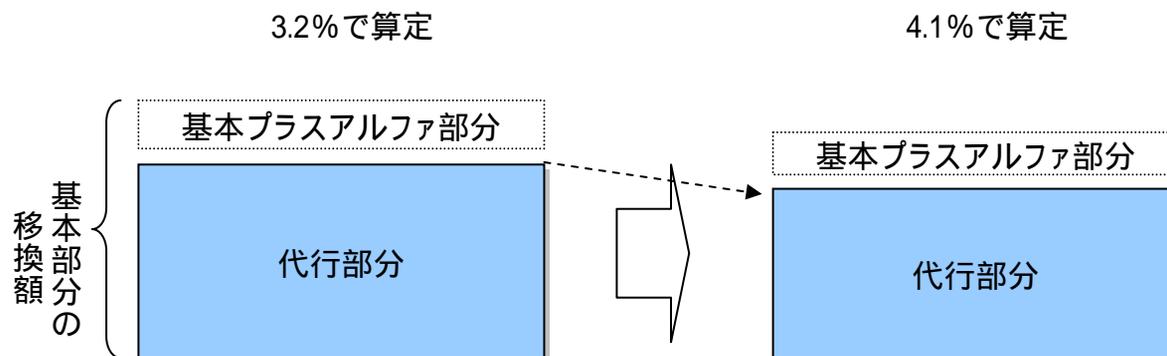


4 - 5 . 移換現価率等の変更に関する告示発出

➤ 厚生年金本体の財政検証に伴い、代行部分の移換現価率が変更された。〔H23.4.1施行〕

(平成22年1月15日厚生労働省告示第12号)

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額は、「代行部分の年金額 × 移換現価率 + 基本プラスアルファ部分の年金額 × 移換現価率」で求められる。
- ✓ 移換現価率 は告示で示され、移換現価率 は連合会が規約に定めるが、移換現価率 の予定利率(3.2% 4.1%)・死亡率の見直しにより代行部分の移換額は減少する。
- ✓ 移換金の減少は基金の資産・債務双方の増加を意味する。

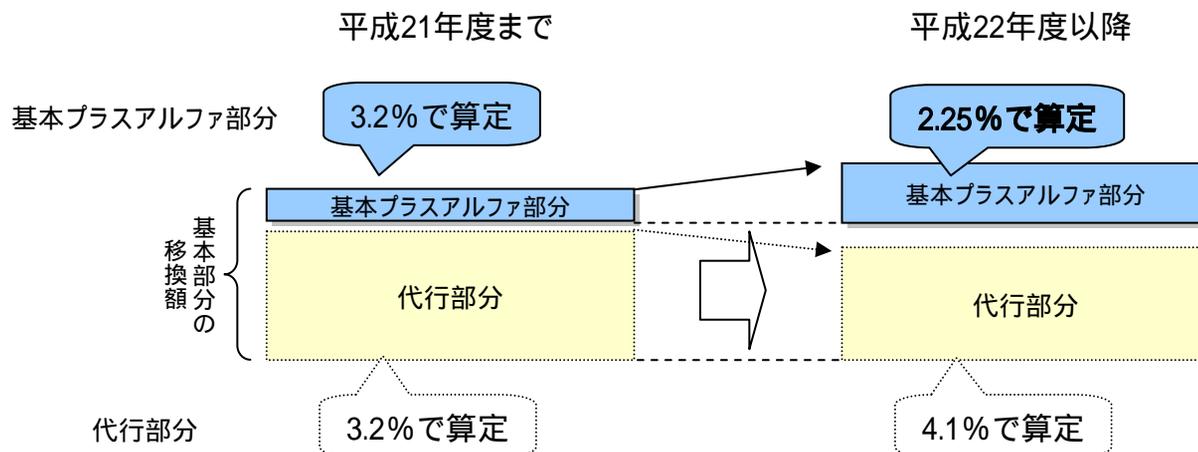


4 - 6 . 基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について

- 基本プラスアルファ部分の移換現価率は平成22年度以降予定利率2.25% (変更前3.2%) で算定される。

(企業年金連合会規約)

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額は、「代行部分の年金額 × 移換現価率 + 基本プラスアルファ部分の年金額 × 移換現価率」で求められる。
- ✓ 移換現価率は平成22年4月1日から4.1% (変更前3.2%) で算定され、予定利率・死亡率の見直しにより代行部分の移換額は減少する。(P20参照)
- ✓ 移換現価率は連合会が規約による (変更前は予定利率3.2%で算定) が、予定利率の見直しにより基本プラスアルファ部分の移換額は増加する。



4 - 7 . 平成22年の最低責任準備金のコロガシ利率について

➤ 平成22年(1月～12月)の最低責任準備金付利率が 6.83%とされた。

(「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」年発0806第1号、平成11年9月3日厚生省告示第192号)

✓ 最低責任準備金付利率は厚年本体の運用利回り実績に基づき決定されますが、厚年本体の運用利回りは基金の財政運営上、以下に影響があります。

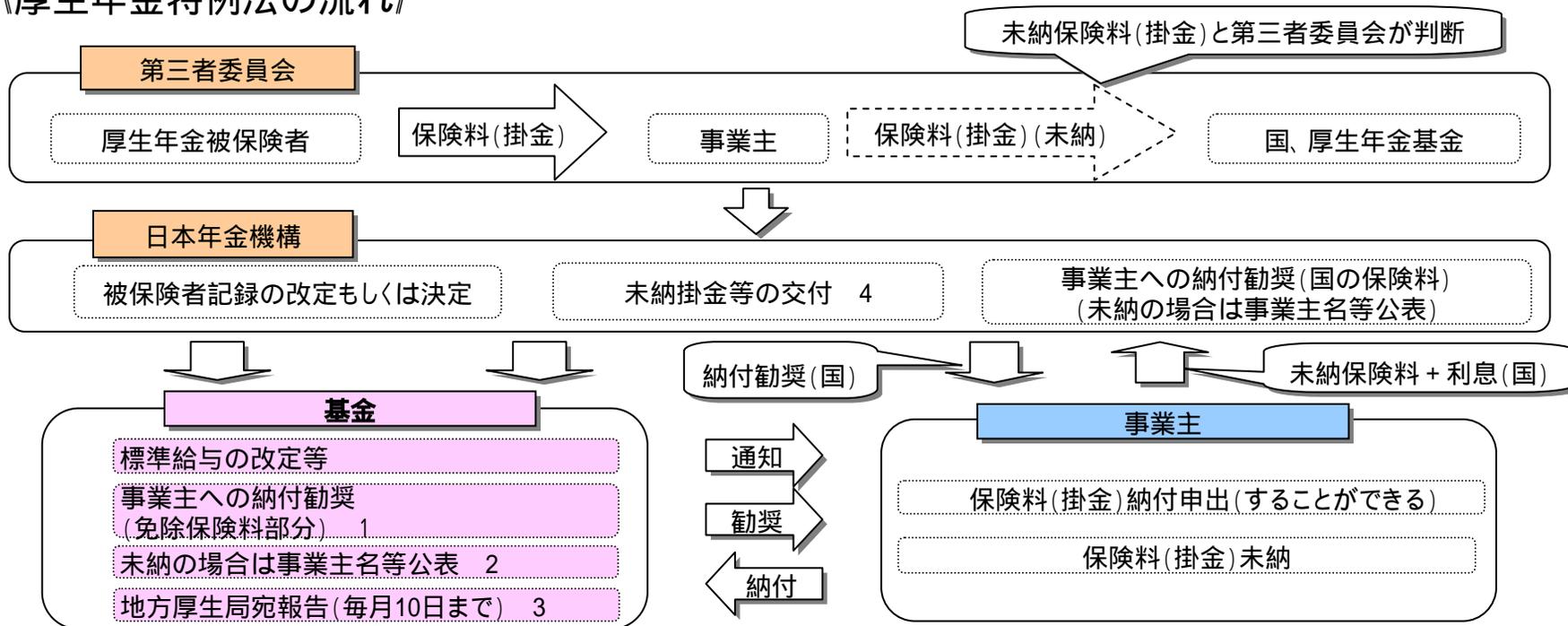
期ズレ解消後の最低責任準備金(「最低責任準備金(継続基準)」)の算出に用いる利率
従来(期ズレ解消前)の最低責任準備金の付利率
回復計画上の最低責任準備金の付利率(P9参照)

4 - 8 . 厚生年金特例法の未納掛金等の交付事務について

➤ 厚生年金特例法の未納掛金等の交付事務についての通知¹が発出され、事業主の未納掛金について基金宛の交付事務が明らかになった。

(通知発出:「平成21年度 厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付について」厚生労働省発年0121第1号「厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付事務の取扱いについて」年企発0121第1号)

《厚生年金特例法の流れ》



- 1 未納掛金について、基金は毎月、文書・電話等で継続的に納付を勧奨(努力義務)。事業主の未納掛金納付の申出期限は、勧奨日の6ヶ月経過後の属する月末が適当(基金の判断による)。
- 2 未納掛金の納付申出を期限内にしない場合、または申出をしたが納期限までに納付しない場合、事業主名を公表する(納付されたか否か明らかでない場合は、公表してはならない。)
- 3 基金は、地方厚生局に対し、特例対象加入員に係る資格取得確認等の件数、未納掛金等の納付状況を毎月報告する。
- 4 政府は、未納掛金に相当する額を基金に交付する。これは、(6ヶ月間の納付勧奨後に行う)事業主名等の公表の4ヶ月後に基金が納付勧奨を再度行い、(2度目の)納付申出期限までに納付がない場合、および公表後10ヶ月経過後もなお住所不明等により納付勧奨できなかった場合が対象となる。(事業主等の納付申出があった場合は、実際の掛金納付有無に関わらず交付されない。)

4 - 9 . 基礎年金番号の管理義務化

➤ 住所情報提供のためのキー情報として基礎年金番号の管理が義務づけられた。(H23.4.1施行)

(厚生年金基金規則の改正)

《基礎年金番号が追加・変更される事項》

今回手当てされた内容	D B		企業型 D C	厚年基金
	基金型	規約型		
加入者原簿へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		今回追加	済
事業主からの届出事項へ「基礎年金番号」の追加	今回追加	不要	今回追加	今回変更
D B・企業型 D C への移換時の提出情報へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		不要	今回追加

加入時に基礎年金番号がない方の取扱いは、番号を取得次第、速やかに原簿へ記載すればよいことが確認されました。

4 - 10 . 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について

- 企業会計基準委員会より「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の公開草案が公表された。
- 複数事業主制度の会計処理には影響を与えない見込み。

《複数事業主制度の取扱いの見直し》

- ✓ 複数事業主間で類似した制度を有する場合に関する記述を削除(詳細以下ご参照)
複数事業主制度の会計処理に変更なし

《ご参考》

複数事業主制度の企業年金において、総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」とは、複数事業主制度において、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合をいう。

ただし、これに該当する場合であっても、次のいずれかに該当するときは自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないケースには当たらない。

複数事業主間において、類似した退職給付制度を有している場合 削除

複数事業主制度において、親会社等の特定に事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めている場合

5. 平成21年10月～平成22年3月の年金ニュース

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成21年10月	・死亡率改正の通知発出等【厚年】 (No.181)				
	・免除保険料等に係る通知改正の意見募集開始【厚年】 (No.182)				
平成21年11月	・減少事業所に係る一括拋出の取扱いについて【厚年】 (No.183)				
	・社保庁からの住所情報提供が可能に～その3～【DB、 DC】 (No.184)	()		()	
平成21年12月	・平成22年度予算編成に係る通知発出【厚年】 (No.185)				
	・デフォルトファンドの取扱い、自動移換への対応に係る 通知改正の意見募集開始【DC】 (No.186)	()		()	
	・DB年金における財政弾力化の選択状況【ご参考】 【DB】 (No.187)		()		
	・DCマッチング拋出の導入等が税制改正大綱(政府税 調)に明記【DC】 (No.188)		()		
	・平成22年の最低責任準備金のコロガシ利率について (告示改正)【厚年】 (No.189)				
	・過去期間代行給付現価の予定利率について(政令改 正)【厚年】 (No.190)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年1月	・記録突合等費用の業務経理への繰入特例延長(意見募集開始)【厚年】 (No.191)				
	・業務経理への繰入特例の概要に関する意見募集開始【厚年】 (No.192)				
	・移換現価率等の変更に関する告示発出【厚年】 (No.193)				
	・掛金分離等の財政運営基準等への反映(通知改正)【厚年】 (No.194)				
	・業務経理への繰入特例等についての確認事項【厚年】 (No.195)				
	・任脱規定の数理的評価にかかる規約変更は不要【厚年】 (No.196)				
	・企業年金関連法案の動向について【厚年・DB・DC】 (No.197)				
	・厚生年金特例法の未納掛金等の交付事務について(通知発出)【厚年】 (No.198)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付・ 事務	その他
平成22年2月	・DB年金における財政弾力化の選択状況【ご参考】～全体版～ (No.199)		()		
	・基礎年金番号の管理義務化、業務経理への繰入特例延長(省令改正)【厚年、DB、DC】 (No.200)				
平成22年3月	・業務経理への繰入れ特例等の通知改正【厚年】 (No.201)				
	・DCのデフォルトファンド設定・自動移換等に関する通知改正【DC】 (No.202)	()			
	・基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について【厚年】 (No.203)				
	・年金確保支援法案の国会提出【厚年、DB、DC】 (No.204)				
	・退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について【厚年、DB、DC】 (No.205)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00～17:00(土日・祝日除く))